

<別紙1>

第三者評価結果報告書

① 第三者評価機関名

株式会社プレパレーション

② 施設・事業所情報

名称：鎌倉浄明寺雲母保育園	種別：認可保育所
代表者氏名：藤原 恵美子	定員（利用人数）： 40 名
所在地：神奈川県鎌倉市浄明寺五丁目5番7号	
TEL：0467-22-5188	ホームページ： https://www.kirara-hoikuen.com/about/hoikuen/kamakurajomyoji/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 2020年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社モード・プランニング・ジャパン	
職員数	常勤職員： 10 名 非常勤職員 1 名
専門職員	保育士 7名 保育補助 1名 栄養士 2名
施設・施設の概要	(居室数) (設備等)
	保育室 6 子どもトイレ 9 (うち男児用3)
	遊戯室 0 大人トイレ 2
	更衣室 1 園庭 有
	事務室 1 その他 調理室 1・相談室 1
	調乳室 1

③理念・基本方針

保育理念「輝く大人が、輝く子どもと子どもの未来を育てる」

保育方針「健康な心と身体を育む」

- ・子どもの最善の利益を追求し、将来の自己実現へ向けた基礎を培う。
- ・家庭及び地域との信頼関係を築きながら、保護者が自ら子育てをする力を発揮できるように支援する。

園保育スローガン「輝」～ひとりひとりにかがやきを～

④施設・事業所の特徴的な取組

食育—独自献立・園内調理の給食、クッキング保育、グループ園での給食フェア、必要に応じたアレルギー・宗教食対応

保護者との関係構築—降園時の5分間対応、0-2 歳児保護者との栄養ノート

保育活動—5歳児のお泊り保育、姉妹園との交流、きらら教室（2歳児以降、任意）

安全管理—SECOMセキュリティシステム

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2025年7月1日（契約日）～ 2026年2月4日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（ 年度）

⑥総評

◇特長や今後期待される点

○「育て・作り・食べる」体験を大切に食育の実践をしています

「食との出会いから心身ともに健康で豊かな人を育てる」を掲げ、各年齢の食育を実施しています。2歳児はトウモロコシの皮むきなどで食材に触れ、3～5歳児では、野菜の栽培やいちごジャム、だし味噌汁づくりなどのクッキング活動を通して、育て・作り・食べる経験から食への興味を育てています。また、給食日よりでは食育の様子や人気おやつレシピを紹介し、家庭への広がりも図っています。献立表の配布や玄関での給食サンプル展示をおこない、視覚的にも食への関心を高めています。さらに、年2回の姉妹園合同「給食フェア」に参加し、他園の取り組みを学び食育の質向上につなげています。

○活発な戸外活動を通して挑戦する力や好奇心が育まれています

こども同士が励まし合いながら長い距離を歩き、土手のぼりや土手すべりに挑戦する中で、年上児に励まされ「やってみよう」と一歩踏み出す姿が見られ、意欲や挑戦する力の育ちにつながっています。また、隣接する防災広場では虫探しや草花遊び、走る・跳ぶなど季節の自然に触れた全身運動を楽しんでいます。周辺の自然環境を活かした山道でのハイキングや、夏期の水遊び、廃材を使った遊び、泡・泥・氷・絵の具など多様な感触遊びも取り入れ、こどもの好奇心が豊かに育つよう環境を整えています。

○異年齢保育により社会性・思いやりを育む保育を実践しています

3歳以上児では異年齢保育を取り入れ、年齢にとらわれず一緒に活動できる環境を整えています。異年齢で関わることで多様性を認め合い、思いやりや助け合う気持ちが育つよう支援しています。また、こども同士で葛藤が生じた際には保育者が仲立ちし、関係づくりの学びにつなげています。そして、集団行動が苦手なこどもや自己主張が強いこどもなど、それぞれの個性を否定せず、こども同士が互いの状態を理解し受け入れ合えるような保育をおこなっています。

○保育や育児相談の知見を活かし、地域交流が深まることに期待します

園は地域に根差した保育園作りを目指して園でできることを考えており、ますます社会資源として地域に浸透し、その優れた知見を内外で行き交う起点となることが期待されます。園には、鎌倉市発達支援コーディネーターやかまくらっこサポーターといった取り組みを率先して推進しているなど、地域の育児相談をおこなう体制を整備しています。こうした内部の経営資源を外部の社会的課題に応じて応答していくことで、より園の存在感が発揮されることに期待します。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回第三者評価を受審することで、日ごろ行っている取り組みについて振り返ったり客観的にどう見えているかを知ったりする良い機会になりました。

とくに食育や戸外での活動といった定着している取り組みに対して高く評価していただき、ありがたく感じるとともに今後も園の特徴として力を入れて取り組んでいきたいと思っております。一方で保護者の皆様との連携はまだまだ向上していきたい段階にあ

りますし、周りの機関との連携もこれからの課題ととらえています。
地域に根差した保育園として地域に貢献できるようにこれからも取り組んでいきたいと思ひます。

- ⑧第三者評価結果
別紙2のとおり

第三者評価結果

事業所名：鎌倉浄明寺雲母保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 園の理念や方針は、ホームページ、入園案内、各種マニュアルなどで、写真やコメントなどを交えて記載し、誰もがアクセスしやすいように周知しています。利用者へは、見学対応の際に一家庭ずつ説明をおこない、入園後も保護者会などで伝えます。また、職員へは、毎日職員が日替わりで園としての日報を作成し、翌日その内容をもとに姉妹園の施設長に報告してフィードバックをもらうといった工夫をして伝えています。このようにして、理念や方針がより身近なものとなっています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 法人全体として外部の環境を捉え、園の周辺情報や子どもを取り巻く各種の情報を集約、分析しています。また、姉妹園やその鎌倉市から上がってくる情報を把握し、より良い運営に生かしています。多面的に事業環境を捉える取り組みの一つとして、日本子ども育成協議会に参加し、保育所運営事業を取り巻く動向についての情報収集や意見交換をおこなっています。そして、子どもを中心に社会福祉事業の全体の動向やニーズを汲み取り、より良い方策へと活かしています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント> 外部及び内部の事業環境から園の経営課題を導き出し、適時的確に園の運営に反映しています。各種の会議や実際の業務の中で、時勢に沿った園での対応方法や向き合い方などを研究し、法令など備えるべき見識を高めています。月1回のオンラインで連絡と研修をおこなう全園連達会議、2か月に1回の近隣姉妹園8園で運営方針の詳説や事例共有をおこなうグループ施設長会議などに取り組み、姉妹園グループを率いるリーダー施設長のグループ巡回を随時おこなっています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 園の方針やスローガンを掲げ、実施すべき内容を、前年度の振り返りも活かして展望しています。中長期計画をもとに課題を設定し、園と法人のそれぞれで予算の策定もおこなっています。予算実績管理は計画や結果ばかりではなく柔軟に捉えるため、姉妹園と比較検証しつつ、予算や物価などの地域性も踏まえて一律の基準とはならない配慮をしています。こうしたプロセスにより、園では給食費と園児に資する物品のための教材費の予算を具体的に管理し、活動や給食の計画を立てて実践しています。	
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> 前年度の振り返りを生かした事業計画を策定し、翌年度の園の運営に反映しています。保育面では、年間行事予定は年度ごと立て、状況に応じて当初の計画と予定を変更するなど実施に無理のない運用をおこなっています。年間指導計画は、保育理念、保育方針、保育目標に沿った保育所運営および保育が具体的におこなえるように計画し、年間指導計画に基づいて月案や週案を作成しています。また安全管理は、安全計画・保健計画・防犯防災訓練計画で実施すべき内容を共有して対応できるようにしています。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
--	---

<コメント>

園の事業計画は、各年齢の年間指導計画・安全計画・保健計画・食育計画・年間行事予定・職員の研修計画など、各種計画に分けて年度末までに昨年度の振り返りを踏まえて策定し、年度途中も定められた時期に振り返りをおこない、年度末に総括しています。年度始めの園内研修や職員会議で目標や年間のスケジュール役割分担を伝え、各クラスや担当ごとに行事や取り組みをおこない、年度末には職員全体で園評価をおこない、年度の振り返りと共に次年度に向けた課題を見通しています。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
--	---

<コメント>

園の運営について説明する入園案内を配布して説明し、最新版は玄関に設置し、ホームページで公開しています。年度始めに年間行事予定表を配布し、変更があれば即時掲示などをして変更を知らせています。保護者会では、年間の計画、クラスごとの見通しや経過、そして昨年度の園評価・保護者アンケートの結果やそれを踏まえての変更点を伝えています。さらには保護者が保育の内容を分かりやすく説明をした資料を作成する等、保護者がより理解しやすいような工夫をおこなっています。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 第三者評価結果

【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
--	---

<コメント>

園の評価や保護者による年度末アンケートを実施・公表し、改善策も園内で話し合いを重ねています。職員自身の振り返りは年2回、自己評価チェックリストを用いておこない、施設長と面談をし、一人ひとりに応じた課題や目標を定めています。毎日の業務の中で職員が交代で園日報を作成し、翌日その内容をもとに姉妹園の施設長に電話で10分間話す「終業報告」は、職員が姉妹園の施設長にセカンドオピニオンを受ける機会ともなっています。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
--	---

<コメント>

園の課題を職員会議・職員研修を用いて検討し、対応策を講じて改善につなげ、改善した内容の振り返りをおこなっています。地域住人からの様々な意見も忌憚なく定期的にもらうことで、園が向き合うことのできる課題を見い出しています。例えば、送迎は軽自動車のみに限ってほしいといったことの中にも、保護者に交通マナーの呼びかけをしたり駐車場の整備をしたりと、事例に応じて個々に対処することで、関係者の良好な関係性や、協力的な理解を得ながら円滑な合意形成を図っています。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。 第三者評価結果

【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
---	---

<コメント>

園のスローガンに込めた願いは入園案内やホームページに掲載し、入園時や入職時などに職員や保護者に伝えていきます。年度始めの職員会議や研修での機会に職員に対して自身の職責や指揮系統などを話し合います。そうして施設長が不在時において、正確な判断が困難な場合であっても法人の窓口相談し、対応する体制を構築しています。施設長の業務は、一日、週、月、年間でスケジュールを作成し、確認ができるチェックリストとなっており、有事の際にも他の職員が代理として動けるように備えています。

【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
---	---

<コメント>

最新の法令に則って遵守すべき内容は、リーダーや施設長を筆頭に学び合い、伝え合い、理解を深め合っています。研修テーマの一例では、災害避難時に持ち出す物品、病院受診時の準備物品、消防法と園で使用する敷物、災害避難訓練での注意点など、こどもの健康や安全に直結することも確実に取り入れています。また、コンプライアンス相談窓口としてホットラインを整備し、職員からの相談を受け付けるなど、法令順守への意識を組織的に維持・向上しています。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>保育の計画・振り返りともに施設長自身が確認し、リーダー職員とも連携し、職員にアドバイスをしています。施設長は昼礼や各種の職員会議に参加し、情報の集約や指導、方針の決定をしています。園内に何か違和感や問題が生じた際は、グループリーダー施設長や法人に報告し、必要な場合は進め方を事前に相談してから職員面談・職員会議をおこなうといった取り組みをしています。施設長同士の研修会では、課題に応じて「保育計画の指導方法」などとテーマを立てて研鑽をしています。</p>	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>組織的にいつでもカバーしバックアップできるように役割分担をしています。例えば、人事労務の面では、職員の勤務状況とりまとめやシフトの作成変更は施設長がおこない、シフトの人数配置が問題ないかの確認や有給休暇の取得日数の確認は法人でおこなっています。経理財務の面では、給食の食材費や教材費の予算をどう使うかは施設長が決め、それ以外の収支管理等は法人でおこなっています。このようにしてなるべく施設長のバックヤードでの業務を軽減し、施設長が保育の質の向上に労力を振り向けることができるようにしています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>採用計画を立案し、保育の質の向上に資するように計画的に実行しています。例えば、求職者は園や姉妹園を見学してから業務内容を把握してもらい面接をおこなっています。栄養士は実技試験をおこない、調理技術を把握するだけでなく候補者の方に業務内容を理解してもらってから面接をおこなっています。施設長の交流も促進することで、より実効性の高い施策へと結びつけようとしています。職員の紹介制度や職員の個人的事情に合わせた転勤希望制度も整備することで、姉妹園と協力した運営を実現しています。</p>	
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>人事・労務は組織的に管理しています。採用や評価においては姉妹園全体の基準を適用すると同時に、評価自体は日頃の態度や能力、貢献度をよく知る施設長の見識を十二分に反映しています。施設長から一人ひとりにフィードバックをするため、職員自身の目標も立てやすい環境となっています。キャリアパスと連動した自己評価チェックでは自分に必要な技量や働きを知ることができるようになっています。こうした職員像はマニュアルに記載し、社訓などとともに伝え継がれています。</p>	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>職場環境を整えるために、勤怠管理はシステムを導入し、連続で取得できる年間5日の夏季休暇を付与し、シフトは原則1週間固定にするなど、年次有給休暇を客観的に把握する中で、職員からも「休みがとりやすい」という声が聞かれることが多くなっています。また、健康診断、インフルエンザ予防接種の実施や産育休の積極的活用など健康状態に留意した制度を整備し、産業医の支援につなげています。常日頃からつながるコンプライアンス相談窓口はホットラインとなり、安心感が持てる環境を整えています。</p>	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの育成に向けて、マニュアルで職員像を表したうえで、職員ごとに研修計画を立てています。例えば、月1回テーマを決めて園内研修をすると同時に、全職員は毎年度で1回は外部研修に行くことを目安に実施し、リーダー層はキャリアアップ研修を受講しています。そして、日々の振り返りや話し合い、そして年2回の自己評価をおこなうことで、保育所保育指針に則った知識や行動規範を共有しています。施設長や同僚との話し合いの中で、職員一人ひとりの特長や目標を確認し合っています。</p>	

【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
--	---

<コメント>
基本となる保育技術や保育に当たる上での心がけなどはマニュアルで確認できるようにしています。職員一人ひとりの資質や能力、職責、興味、適性、目標に応じた研修計画を立て、園外研修にも参加しやすいように勤務体制を組んでいます。嘔吐処理や消毒の現場対応など、実践に即した学びが広がり深まっています。また、姉妹園の看護師で構成された看護師会で、SIDSや誤嚥、窒息、けいれんへの対応を解説した動画を作成するなどし、全員が専門性を高めています。

【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
--	---

<コメント>
毎月定められたテーマで、研修内容などによって講師役を割り振り、教え合い学び合うことができる研修を実施しています。園内研修は全員が対象ですが、受講できなかった場合は資料の回覧はもちろんのこと、実践の中で学んだ知識や技術を共有して保育力の向上を図っています。毎年の園内研修の一例には、こどもの人権など必須テーマを設けて新たに学び直しをしています。職員が受講する外部研修や資格取得への支援も実施しており、一人ひとりに合ったステップアップをしています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
--	---

<コメント>
養成校や実習生から要請があった際には、保育士の卵に「保育の楽しさ・素晴らしさ」を一番に伝えられるように、学年や時期を考えて実習の内容を決定しています。実習の中でうまくいかなかったことでも、認めて励まし、助言指導をする体制としています。保育士養成校との連携は、実習生の今後のキャリアにつながる大事な活動の一環や地域交流の一部とも位置づけることで、実習生の依頼は積極的に応答するようにしています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
---	---

<コメント>
運営の透明性を確保するために、法人や園のホームページで運営状況や園の様子などがわかる各種の情報を掲載しています。年度末に実施する保護者アンケートや園の自己評価の結果は年度内に園の玄関にて公表し、翌年度始めの懇親会をかねた保護者会で共有しています。鎌倉市への情報提供を進めており、鎌倉市へ問い合わせをすることでわかるようになってきました。こうした情報をもとに、年度末には保護者、管理者、運営委員などが参加をする運営委員会を実施し、活発な意見交換をしています。

【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	---

<コメント>
園の運営における事務、経理、契約などのルールは業務マニュアルなどに記載され、それに沿っておこなっています。市により監査、法人による内部監査を積極的に実施することで、運営のさらなる強化や持続的な適正化に活かしています。経営そのものに関しては、法人が全体となって主体的にガバナンスやコンプライアンスを強化しています。外部からは会計事務所、法律事務所からの専門的な運営支援を受けることで、客観的かつ高次の運営及び経営力の強化に努めています。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
---	---

<コメント>
子どもと地域との交流を広げるための取り組みについては、4年ほど前から近隣老人ホームと交流会をおこない、お礼のお手紙を届ける交流をおこなっています。地域交流の必要性は、マニュアルにおいても具体的に取り上げるなど、地域に根差した保育園として取り組みを進めています。開園時から地域交流を広げる最中であり、園前の道路の通行を巡って協力関係や連携体制の構築や配慮を絶やさず、地域の全ての関係者から応援される園作りを目指しています。

<p>【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	b
<p><コメント> ボランティアの受け入れは、開園以降まだ実績がありませんが、地域交流の一環として積極的に受け入れる体制を進めています。園としてどのような活動があり、ボランティアの方はどのような活動に興味や参加意欲があるのかなど、無理なく自然に聞き取りしたうえで、受け入れ時の活動内容を決めるようにしています。受け入れの際には施設長が直接対応し、活動中に知りえた個人情報の守秘義務の説明を含めたオリエンテーションをおこないます。</p>	
<p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	
<p>【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	b
<p><コメント> 園の社会資源の一つとして、家庭支援センターと連携して、定期的経過を伝えて見守っています。地域の様々な資源もわかるようにお散歩マップを作成して、道順や危険箇所なども目で見てわかるように玄関に置き、その都度の見直しをしています。社会資源と連携・活用し、こどもの情緒面や発達面など気にかかる場所があったり関わりが迷ったりする際には訪問して助言をもらったり、こどもの育ちや養育について保護者の理解や協力が必要な場合には、保護者が直接に相談をできる体制を整備しています。</p>	
<p>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	
<p>【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a
<p><コメント> 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みは、例えば小学校と定期的に交流会を設け、情報交換をおこなうようにしています。また例えば年1回運営委員会を開催し、民生委員や利用者保護者、法人を交えて話し合いをおこなっています。鎌倉市発達支援コーディネーターやかまくらっこサポーターの資格をもつ保育士が在籍して育児相談をおこない、必要な場合には支援室につなげられるようにしているなど、地域の具体的な声を聞き上げて応答的に対応しています。</p>	
<p>【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	b
<p><コメント> 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動は、非常時に貸し出し可能なAEDの設置など、地域に根差した保育園として存在感を示せるよう行動しています。園見学は常時受け入れをしており、地域の家庭から園に対してのより具体的なニーズを聞き取り、情報提供や相談支援をする機会ともなっています。今後の取り組みとして、未就園家庭の育児相談を受けていく活動の準備を進めています。</p>	

III 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

<p>(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>	第三者評価結果
<p>【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> こどもの気持ちや尊厳を尊重した保育ができるように施設長が保育室を巡回し、その子の特性や価値観を理解してすり合わせ、職員の基本的な対応や専門的な知識や技術を高めていく組織文化を醸成しています。例えば、性別により色や配役などを固定せず、こどもの様子をよく見て、こどもの意見をよく聞き、学び合っています。観念や偏見を職員間では担任以外の職員もすべての園児の情報を共有し、職員全員が子ども全員の保護者とその子どもについて話すことができる共通理解を持てるようにしています。</p>	
<p>【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	a
<p><コメント> こどものプライバシー保護の配慮に関しては、職員の保育中はもちろんのこと、こどもが自らもプライバシーに配慮を感じ取ることができるように取り組みをおこなっています。具体的には、職員間では勉強会や研修を通して理解を深めるとともに、幼児向けの絵本等の媒体を用いて、こどもたち自身が身を守る意識にもつなげていけるような活動も取り入れてます。園で撮影する動画や写真に関しては、撮影の可否や公開可能な範囲を各家庭に書面で確認しており、それに沿って保育時間中の様子の公開をおこなっています。</p>	

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>見学希望者には1家庭ずつ園内見学と園についての説明をしています。その際に図やイラストが多くカラフルで分かりやすい記載を心掛けたパンフレットを渡しています。また、必要な情報に気軽にアクセスできるよう、電話やホームページのメッセージフォームなど複数の相談窓口を常時設け、利用希望者にとって分かりやすく、問い合わせしやすい情報の提供に努めています。</p>	
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>保育の開始・変更にあたっては、入園決定後に面談をおこない、入園案内をもとに園での決まりなどを中心に、保護者等にわかりやすく説明しています。個人情報保護同意書・重要事項説明書・写真掲載承諾書・動画掲載承諾書などで説明をし、書面で同意をいただくなど、説明が偏ったり一方的になつたりしないように、理解や確認を丁寧に実施しています。特に配慮が必要な保護者への説明についても、より具体的にわかりやすいように説明しています。</p>	
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応をおこなうため、転園後もこどもの成長など気軽な気持ちで訪ねてもらえる雰囲気作りを大切に送り出しており、何かあれば園や施設長を訪ねてくるように保護者にも伝えていきます。特に配慮が必要な園児が転園をしたときは、連絡を取り合うことで情報を共有し、在園中の様子を知ってもらうための配慮をおこなっています。転園児を受け入れる際も市と連携しながら、転園が決定した際は保護者の方と入園前の面談をおこない、情報を職員間で共有しています。</p>	
(3) 利用者満足の上昇に努めている。	
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者満足の上昇を持続的かつ継続的に図っていく仕組みを整備して、実際の保育や保護者支援などの場で取り組みをおこなうため、寄せられたご意見ご要望など随時園内で検討し、改良策を講じています。利用者との日々の「5分間対応」をはじめ、連絡帳や栄養ノートの活用、定期的な保護者会や運営委員会の開催、年度末アンケートの実施などを通して、保護者の満足度を把握しています。あわせて、これらの機会を活用し、園での取り組みやこどもの様子を丁寧に伝えることで、保護者に安心感と信頼感を持ってもらえる関係づくりに努め、利用者満足度の上昇につなげています。</p>	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決責任者を含む苦情解決の仕組みを整備し、第三者委員を選任しています。苦情解決の仕組み・第三者委員は入園案内に記載し、園見学の際に案内すると同時に園玄関で見られるようになっていきます。また毎日降園時に保護者と保育士が話す「5分間対応」を通して苦情になる前の段階で、気軽に声を掛け合うことをしており、保護者のささいな不安や日常の気づきを受け止めやすい環境を整えることで、継続的な信頼関係の構築につなげ、保護者や関係者の安心や信頼に変わる取り組みを積極的にしています。</p>	
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者が相談や意見を伝えやすい環境を整備し、保護者等に周知する一貫として、連絡帳、個人面談、匿名での年度末アンケートなど、保護者が気軽に質問できる場を用意し、気軽に相談に乗る体制を整えています。降園時に5分間対応として、家庭ごとにこどもの様子などを職員と話をする時間を設けており、その際に日頃の心配事を伝えてもらいやすいようにしています。この時間は、保護者と職員の間での信頼関係構築に役立ち、担任はもちろん他の職員も関わりがあり身近に感じる機会となっています。</p>	

【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
---	---

<コメント>
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応するため、5分間対応を丁寧に実施するとともに、玄関先で話せない内容や5分以上かかりそうな場合は面談室で話を聞き、話をする体制としています。個人面談や匿名での年度末アンケートなど、寄せられたご意見などは法人に寄せられたものも含めて施設長に集約され、改善策を講じています。寄せられたご意見の内容等によっては法人が一体となって協力して、より組織的な対応に当たる体制を整えています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
---	---

<コメント>
安全計画を定め、職員・園児・保護者に対して関連する様々な分野から安全意識や対応能力の向上に努めています。リスクマネージャーは施設長が務め、緊急時の対応責任者となり、看護師会が作成したSIDS・誤嚥・けいれん・嘔吐といった研修動画を全員が視聴し、定期的に実地訓練をおこなっています。このようにして緊急時の対応方法を定めた各種マニュアルの運用と同時に、小さな異変を察知した際も法人が連携して対応に当たる体制になっています。

【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
--	---

<コメント>
感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取り組みをおこなうため、業務マニュアル・看護マニュアルに感染症や体調不良発生時の対応を定め、日々園内設備、玩具の清掃消毒をおこない、清潔を保ち、安全計画・保健計画に沿って訓練研修などの取り組みをおこなっています。姉妹園の看護師で結成したグループにて、研修動画の作成、児童の健康や安全に関する懸念事項やよりよい手順の検討、また健康への意識向上に取り組み、看護師による保健だよりを発行しています。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
--	---

<コメント>
安全計画に災害時に向けた取り組みを位置づけて実施しています。災害時に備えて、毎月のシチュエーションにバリエーションを付けた避難訓練を実施しています。備蓄品は施設長が管理し、法人で必要なタイミングで追加しています。津波警報発出後に避難時の体制の見直しをおこないました。南海トラフ地震の注意報発令時にBCPの読み合わせ、発災時の対応、避難場所、避難経路の確認を昼礼で実施し、災害備蓄品の確認、職員・保護者との連絡手段の確認をおこないました。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。 第三者評価結果

【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
---	---

<コメント>
保育について標準的な実施方法を文書化して保育を提供するため、保育、事務、栄養関連、看護関連など、他分野にわたる業務マニュアルや食事や衣類の着脱の考え方や具体的な支援方法などがわかる保育のガイドラインを法人で策定し、文書として整備しています。こどもの人権・虐待に関して、当たり前のことだと思わずに、必ず毎年度園内研修でおこなっており、また保育に臨む姿勢なども日々の振り返りや自己評価チェックリストで確認をしています。

【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
---	---

<コメント>
保育に関する標準的な実施方法について見直しをする仕組みを確立するため、姉妹園と連携した会議や小委員会で取り組む内容を精査し、マニュアルを活かして内容の変更や追加をおこなっています。戸外活動時のヒヤリハットを受けて点呼の方法を標準化したり、SIDSの予防のために午睡時のチェック方法を統一し、食事の際の誤飲事故の予防のために食材の提供形態の変更など食材進行早見表の改定をおこなうなど、園の内外の知見や一人ひとりのこどもの様子や発達の過程を踏まえて取り組んでいます。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

<コメント>

指導計画の作成に関する体制を確立し、アセスメントにもとづく適切な指導計画を作成するため、月案や週案の提出期限を設け、作成・記録された内容は施設長が乳児リーダー、幼児リーダーとともに確認をしています。幼児クラスで、行動に特性があるなど気を付けてみていきたい子どもについては、発達支援室などと定期的に連絡を取ってより最適な支援を目指しています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

<コメント>

日々の保育の実施状況の振り返りや、計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施するにあたっては、少人数クラスという特徴を活かしてクラスを超えた運営をすることで推進しています。月に1回の乳児会議及び幼児会議の時間を設け、保育計画について意見交換をし、職員間の協力体制を整えていけるように運営しています。そして月案に対する振り返りをもとに翌月の計画を立てるように、施設長が必要となるアドバイスを適時しています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

こども一人ひとりの保育の実施状況を適切に記録し、職員間で共有化する基礎として、入園時に6種類の児童票で周辺事項や成育歴を確認し個人別に保管しています。保育の計画記録はICTシステム上で、年間指導計画、月案、週案、乳児や要配慮児の個別指導計画、保育経過記録、発達記録、身体測定記録、保健計画、食育計画、安全計画を、様式を統一して作成・記録しています。1日の様子や保健日誌、午睡チェックの記録、戸外活動の記録は、紙面を用いて記録し共有しています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

こどもの記録の管理について規定を定めて適切に管理をおこなうため、法人としてプライバシーマークを取得し、個人情報の保護に関しては毎年の研修とテストを受けながら、配慮の徹底をしています。また、ICTで管理する情報においても、職員によってアクセスを制限し、データ管理の情報も施設長のみのパスワードを用いています。個人情報の取り扱いや園児の写真・動画の使用については、保護者に丁寧に説明をしています。職員が業務上知りえた内容の漏洩をしないことに対する理解の徹底を図っています。

第三者評価結果

事業所名：鎌倉浄明寺雲母保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針の内容を踏まえ、本部が基礎部分を作成しています。計画には、保育理念・保育方針・保育目標・社会的責任に加え、年齢ごとに養護および教育の視点から具体的な保育のねらいと内容を明記しています。そのうえで、施設長が中心となり職員間で協議を重ね、地域性や在園児の特徴を反映させることで、園の実態に即した計画として仕上げています。また、食育については「食との出会いから心身ともに健康で豊かな人を育てる」をスローガンに、全体的な計画とは別に食育計画を作成し、各年齢に応じた内容を設定しています。さらに、年度末には施設長を中心に全職員で計画の評価・振り返りをおこない、その内容を次年度の計画へ反映しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室の内の気温、湿度は毎日チェックし記録しており、全室空調で管理されることで適切な温度に保たれています。また、保育補助職員が日常的に手洗い場やトイレなどの園内設備の清掃を行っており、コットや遊具についても毎日清掃・消毒を実施することで、常に清潔で衛生的な環境を維持しています。そして、絵本コーナーの前にはくつろげる空間が用意されており子どもが落ち着いて過ごすことができるよう環境を調節しています。このように環境を調整することで生活にふさわしい「第二の家」として、子どもが心地よく過ごせるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入園時の面談や進級時の担任間の引継ぎにおいて、園児一人ひとりの発達状況や特性、障がいや疾患、家庭状況などについて職員間で情報を共有し、理解を深めています。また、どのような背景をもつ子どもに対しても、その子らしさを尊重し、保育者が安心できる存在として寄り添う姿勢を大切にしよう職員に伝えています。そして、自分の気持ちを言葉で表現することが難しい子どもに対しては、表情やしぐさ、会話の端々から思いを汲み取り受け止めるようにしています。そのうえで、活動を無理に促すのではなく、子どもの気持ちに沿った選択肢を提示しながら、自分で選び活動に参加していけるように援助しています。こうした関わりを通して、就学に向けて必要な自己表現力や意思決定の力、協調性が育まれる保育を実践しています。さらに、園内では、肯定的な言葉かけを基本とし、声のトーンや大きさについても子どもの状態や場面に応じて適切に使い分けることで、子どもが安心して過ごせる保育環境を整えています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>手洗いや衣服の着脱などの基本的な生活習慣については、年齢に応じて到達指標を定めており、一人ひとり記録しています。園ではその基準を踏まえ、年齢ごとに保健計画を作成し、日々の保育に反映しています。たとえば、手洗いでは手洗い場に手順の写真を掲示して視覚的に理解しやすくしたり、低年齢児には歌に合わせて楽しく覚えられるよう工夫するなど、子どもが自分のペースで習慣を身につけられるように支援しています。また、子どもが「自分でやってみよう」とする姿が見られた際には、その気持ちを尊重して見守り、必要な時だけ声をかけたり最小限の援助をおこなうことで、「自分でできた」という達成感を味わえるよう支援しています。そして、送迎時の5分間対応や連絡帳を通して家庭での生活状況や生活リズムを把握し、保護者と情報を共有しながら一人ひとりに応じた生活習慣の習得を進めています。さらに、活動と休息のバランスが保たれるよう各年齢ごとに生活リズムに合わせて午睡時間を調整し、眠れない場合も横になって休息が取れる環境を整えています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

合同保育を中心に、年齢ごとに空間をあえて区切らず、多様な玩具や教材を配置することで、こどもが自ら遊びを選び主体的に過ごせる環境を整えています。必要に応じてコーナー遊びを取り入れ、少人数での遊びやカードゲームなどを通して、集中して取り組む経験や友だちとの関わり、勝敗に伴う感情の育ちにつながるよう支援しています。雨天時にはピアノを使ったリズム遊びをおこない、室内でも十分に身体を動かせる機会を確保しています。また、戸外活動にも積極的に取り組んでおり、隣接する防災広場では季節の自然に触れながら虫探しや草花遊び、走る・跳ぶなどの全身運動を楽しめるようにしています。自然豊かな周辺環境を生かし、山道を歩くハイキングなどの活動も取り入れています。さらに、夏期には水遊びを実施し、季節を感じながら活動できる機会を設けています。既存の玩具に加えてペットボトルなどの廃材も活用し、こどもが自ら遊びを広げられるよう工夫しています。泡・泥・氷・絵の具など多様な感触遊びも取り入れ、好奇心を育てています。そして、勤労感謝の日には地域のカフェや魚屋へ手作りの花を贈るなど、感謝の気持ちを伝える交流を大切にし、卒園時にも地域の方へ感謝を伝える機会を設け地域交流をしています。このような活動を通して、こどもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しています。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

一人ひとりのこどもが安心して過ごせるよう、室内環境は安全性と衛生面に十分配慮して整備し、動線の確保や見通しの良い配置となるよう工夫しています。玩具はこどもの目線や発達段階に合わせて配置し、生活リズムに応じて休息できるようマットを敷いて横になれる環境も整えています。また、睡眠時にはSIDS予防として、午前睡を含め5分ごとのチェックと仰向け寝の徹底をおこなっています。そして、保育士と愛着形成が持てるよう、園児一人ひとりを大切に、情緒が安定して過ごせる関わりを心がけるよう職員に伝えています。こどもを全面的に受け止め、抱っこやおんぶなどのスキンシップをしながら安心感につなげることができるように支援しています。また、快・不快の表現に対してすぐに応じることで、信頼関係の土台を築き、こどもが安心して気持ちを表現できるようにしています。さらに、園隣の五丁目広場を活用し、外気浴に加えて季節の自然に触れながら活動できる戸外遊びを実施しています。小さな坂道や起伏のある道を歩く経験も取り入れ、保育士の見守りのもと安心して行動範囲を広げ、探索活動を楽しめるようにしています。そして、ミルクや離乳食については衛生管理を徹底し、担任・栄養士・施設長・家庭が連携して、こどもの発達に応じた形状や進め方を調整しています。栄養士は実際の食事場を観察しながら適切な提供方法を検討し、週1回の栄養ノートや相談対応を通して保護者支援にも取り組んでいます。これらの取り組みにより、発達状況に応じて健康と安全に配慮した保育を実施しています。加えて、家庭との連携として、送迎時の5分間対応や連絡帳を活用し、こどもの一日の様子を共有するとともに、保護者の育児に関する不安や相談に応じています。クラス懇談会や個人面談の機会を設け、園での生活の流れや食事・遊びの様子を具体的に伝えることで、こどもの成長を保護者とともに共有しながら関係性を構築しています。このような支援を通して、養護と教育が一体的に展開される保育を実践しています。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

こどもの気持ちを尊重しつつ、一人ひとりの発達や性格に応じて関わることを大切にしよう職員に伝えています。こどもが「自分でやってみよう」とする姿が見られた際にはその意欲を妨げずに見守り、できたときには繰り返しほめることで達成感につながるよう援助しています。また、戸外活動では、隣接する五丁目広場を主な活動場所とし、季節の自然に触れながら自主的に探索できる環境を整えています。園周辺の公園にも出向き、保育士がともに遊びながら、こどもが自分のペースでゆっくりと活動を広げられるようにしています。活動時には全体を見渡せる監視員を配置し、過度な禁止の声かけを控えることで、安全を確保しつつ、こども一人ひとりの自発的な遊びが十分に発展できるよう支援しています。そして、自我の芽生えや自己主張をこどもの大切な発達の過程として捉え、こども同士のトラブルが生じた際には、まず一人ひとりの気持ちを丁寧に受け止め、その思いを代弁しながら必要に応じて仲立ちをおこなっています。こうした関わりを通して、こどもが自分の気持ちを理解し、他者との関わり方を学べるよう支援しています。さらに、日々の戸外活動では、地域の方々から声をかけられる機会があり、公園を利用することもや保護者と一緒に遊んだり会話を交わしたりすることで、保育士以外の大人や多様な人々との交流が生まれるようにしています。また、朝夕の合同保育や散歩、日中の活動では異年齢児交流を取り入れ、年下児との関わりを通して思いやりや責任感が育ち、年上児との関わりでは憧れや信頼感が育まれるなど、幅広い年齢のこども同士が自然に人間関係を築ける環境を整えています。加えて、家庭とも送迎時の5分間対応や連絡帳を用い情報共有することで、家庭と一緒に成長を見守ることができるよう支援しています。このような活動を通して養護と教育が一体的に展開される保育を実践しています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

3歳以上児は異年齢保育を取り入れており、「年上だからできる／年下だからできない」といった固定的な捉え方にとらわれず、共に活動できる環境を整えています。異年齢で関わることで多様性を認め合い、互いを理解し合う姿が育まれるとともに、助け合う心を育てることにつながるよう支援しています。また、子ども同士で葛藤が生じる際は保育者が適切に仲立ちし、成長や関係構築の学びとなるように関わっています。そして、子どもの中には、集団行動が苦手な子ども、自己主張が強く出る子ども、マイペースで行動がゆっくりな子どもなど、さまざまな個性がありますが、そうした違いを否定せず、子ども同士が互いの状態を受け止め相手の状況を自然に認め合えるような保育を実践しています。さらに、室内あそびでは、ブロックや乗り物玩具、塗り絵、お絵描き、折り紙など多様な遊びを用意し、子どもが興味に応じて自分で選んで活動できる環境を整えています。そして、天気の良い日は戸外遊びを積極的に取り入れています。長い距離を歩く際には、子ども同士が互いに励まし合いながら取り組む姿が見られたり、土手のぼりや土手すべりなど挑戦に不安を感じる場面でも年上児の姿に憧れ「やってみよう」と一歩踏み出す様子が見られます。こうした経験を通して、子どもたちの意欲や挑戦する力が育まれるように支援しています。加えて、就学先には保育要録を通して園での活動の様子を共有し、小学校との交流の機会には、配慮が必要な子どもの情報も事前に伝えることで、円滑に就学につながるよう連携しています。このような活動を通して養護と教育が一体的に展開されるよう保育を実践しています。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

現在、障がい児認定を受けている子どもはいませんが、状況に応じた支援体制を整えています。配慮が必要と考えられる子どもについては、個別指導計画を作成し、必要に応じて保護者面談を設定し、園と家庭での関わり方を統一できるよう話し合いをおこなっています。また、保護者の思いや家庭状況、療育の利用状況などを確認し、適切な支援につなげています。あわせて、発達支援室への相談や巡回指導の依頼、主治医・療育機関との情報共有をおこない、園での配慮事項を明確にしています。そして、職員の専門性向上にも力を入れており、かまくらっこ発達支援サポーターや鎌倉市発達コーディネーター等の資格取得、外部研修の受講、園内研修での職員間の情報共有を通して職員全体で理解を深めています。さらに、園内環境については、落ち着けるスペースの設置やクールダウンできる遊具の用意、視覚的にわかりやすい掲示などの工夫をし、見通しを持って過ごせるよう配慮しています。そして、他の園児に対しても、日常の関わりの中で障がいへの理解や受容の気持ちが育まれるような声かけを実践しています。

<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

1日の大まかな流れを設定し、子どもが生活リズムを身につけられるようにしています。年齢に応じて昼食や午睡の時間を調整し、朝夕の在園人数が少ない時間帯は合同保育をおこなうことで、異年齢交流や一人ひとりの気持ち・体調に合わせた過ごし方ができるよう工夫しています。また、人数が多い場合にはパーテーションを使用し、安全に過ごせる環境を確保しています。そして、補食・夕食は給食献立の一環として栄養面に配慮して提供しています。さらに、延長保育では5分間対応をおこない、保育日誌や担任からの情報をもとに必要な事項を漏れなく共有し、子どもの在園時間に配慮した声かけをおこなっています。延長保育中の様子は延長保育日誌に記録し、翌日へ確実に引き継ぐ体制を整えています。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

施設長の指導のもと、担任が中心となって就学に向けた保育要録を作成し就学先に共有しています。また、年間を通じて幼・保・子・小連携の会合に参加し、5歳児の様子を共有しながら、スムーズに小学校生活へ移行できるよう支援方針について協議しています。その取り組みの一環として、5歳児は小学生との交流や小学校見学に参加し、就学への見通しをもてる機会を設けています。そして、子どもへの指導としては、身の回りのことを自分で行えるよう促すとともに、日中の活動できらら教室（ワークブック）を定期的の実施し、机に向かう習慣や集中して取り組む力が育つよう支援しています。食事面では、自分の食べる量を自分でよそう経験を通して食への意欲や自信を育み、小学校給食を見据えて45分以内で食事を終えられるよう働きかけています。さらに、保護者に対しては個人面談等を通して就学に関する情報や子どもの成長の様子を共有し、安心して就学準備が進められるよう支援しています。加えて、職員は小学校教員との合同研修に参加し、インクルーシブ教育に関する学びや情報交換をおこない、就学支援に活かしています。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>毎朝の受け入れ時に健康観察をおこない、こどもの体調変化に早期に気づけるよう努めています。健康管理として、毎月の身体測定や0歳児健診、1歳児以上の入園時健診と年2回の健康診断、年1回の歯科健診を実施し、その結果は記録し保護者へ共有しています。また、怪我があった場合には保健日誌への記録と昼礼で職員に情報共有をおこない、保護者へ状況を丁寧に説明したうえで、翌日に必ず経過を確認しています。体調悪化時には早めの迎えを依頼し、翌日の体調確認もおこなうなど継続した観察に努めています。インフルエンザ等の感染症発症時には、発症時期・体温・症状の経過を保護者に細かく確認し、適切な対応につなげています。加えて、毎日の保健日誌記録や保健計画に基づく保健指導、保護者への情報提供を継続しておこなっています。さらに、法人では看護マニュアルを整備し、社内看護師会においてSIDSを含む4つのテーマで研修動画を作成し、緊急時対応の訓練をおこなっています。そして、入園時には既往歴や予防接種状況を児童票で把握し、変更時は随時更新しています。持病やアレルギーがある子どもには、法人で定めた書類と対応フローに基づき、個別に適切な対応をおこなっています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>毎月の身体測定や0歳児健診、年2回の健康診断・歯科健診の結果は記録し、職員室に保管され職員が確認できるようにしています。また、検診結果については内容を一人ひとり保護者へ説明をしています。異常があった場合は受診を促し、結果を保健計画に反映しています。そして、栄養面での目標設定にも活用しており、結果に気になる点があった場合には速やかに保護者へ伝え、早期対応につなげています。さらに、身体測定の記録はアプリを通して保護者がいつでも確認できるようにしており、こどもの成長を継続的に把握できる環境を整えています。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>慢性疾患やアレルギーのある子どもについては、医師の生活管理指導票に基づき適切に対応しています。食物アレルギーに関しては、法人の定めるマニュアルの手順に沿って保護者と対応方法を確認し、原因食材をすべて除去したうえで、必要な栄養が確保できるよう配慮しています。また、他のこどもの食事内容の違いによって孤立感を抱かないよう、寄り添った言葉かけをおこなっています。さらに、アレルギー対応に関する研修を毎年実施しており、参加した職員が内容を園内で共有することで、全職員が正しい知識を持って安全に対応できる体制を整えています。そして、保護者には、食品の持ち込み禁止について丁寧に説明し、アレルギー疾患への理解を深めていただけるよう働きかけています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>「食との出会いから心身ともに健康で豊かな人を育てる」をスローガンとして食育計画を策定し、継続的に食育へ取り組んでいます。2歳児はトウモロコシの皮むきなどで食材に触れ、3～5歳児では、チューリップや季節の野菜の栽培、いちごジャムづくりやだし味噌汁づくりなどのクッキング活動をおこない、自ら育て・作り・食べる経験を通して、食への興味や食事を楽しむ気持ちを育てています。また、毎月の給食日よりでは園での食育の様子や、子どもに人気のあるおやつレシピを掲載し、家庭でも食に関する学びが広がるよう工夫しています。献立表は毎月配布し、玄関には当日の給食サンプルを掲示しています。保護者と子どもと一緒に内容を確認できるようにすることで、視覚的にも食への関心が高まるように工夫しています。そして、1歳児クラスまでは食事面に特化した「栄養ノート」を用いて離乳期の支援をおこない、保護者との連携を図っています。さらに、年2回の姉妹園合同「給食フェア」に参加し、他園の取り組みを学ぶことで食育の質の向上につなげています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>給食は園専属の管理栄養士が毎月独自の献立を作成し、地域の店舗で食材を調達したうえで園内調理により提供しています。献立はサイクルメニューではなく、毎月テーマを設定し、行事食や旬の食材、誕生日ケーキなど子どもが楽しめる内容になるよう工夫しています。また、食事は発達段階に応じた形態で提供し、乳幼児期から多様な味覚に触れられるようにしています。そして、調理師や栄養士が実際にこどもの食事の様子を観察し、残食がある場合は記録し献立や調理に生かしています。さらに、アレルギー対応については生活管理指導票に基づき食材除去をおこないつつ、必要な栄養が摂れるようメニューを調整しています。そして、調理・衛生管理は栄養士マニュアルに沿って実施し、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理をおこなうとともに、給食日誌等で喫食状況や衛生管理を記録しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 毎日の送迎時の5分間対応では、保護者にその日の園での出来事を伝えたり家庭での様子を伺ったりすることで、保護者と職員との信頼関係の構築をしています。また、園だよりや給食だよりを通して保護者に定期的な情報提供をおこなっています。そして、2歳児クラスまでは連絡帳、3歳児以上は伝えたいことがあるときに出席確認をするシール帳で伝達をおこない、0・1歳児クラスでは「栄養ノート」を活用して食事面のサポートをしています。さらに、保護者会や個人面談では園での活動や園生活の様子を伝えるとともに、個別の相談にも応じています。加えて、運動会や保護者参観などの機会でもどもの成長を共有したり、写真販売サービスを導入し、撮影した写真を通してこどもの日々の姿を保護者が確認できる機会も設けています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 送迎時の5分間対応では、担任に限らず職員全体が保護者と話す機会として活用しており、保護者が安心できる環境づくりと同時に、家庭の状況を把握する場としています。相談内容は必要に応じて施設長へ報告し、昼礼などで職員間の情報共有をおこない、適切な保護者支援につなげています。また、保護者がじっくりと相談したい場合やプライバシーに配慮が必要な内容については、面談室で対応したり、別途個人面談を設定して対応しています。そして、施設長が対応した重要事項やクレームなどはケース記録として文書で保存し、職員会議等で共有しています。個人面談月間に実施する面談については、専用の記録簿を用いて記録しています。さらに、保育士だけでなく栄養士についても、栄養士ノートを通してこどもの食事状況を保護者へ共有しているほか、送迎時にも栄養面に不安のある保護者と話す機会を設け、家庭と連携しながら専門性を活かした支援をおこなっています。加えて、発達支援センターの職員が巡回に訪れ、こどもの様子の確認や保護者に対して関わり方の助言を受けられる体制を整えています。このような活動を通して保護者が安心して子育てができる環境づくりをしています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p><コメント> 虐待の防止および早期発見を目的として社内マニュアルを整備し、毎年、虐待や人権に関する園内研修を実施しています。また、毎日の受け入れ時・降園時にはこどもの身体状況を確認し、疑わしい痕跡や心配な様子が見られた場合には、児童相談所や市役所へ速やかに通報・情報提供をおこなっています。そして、対応した内容については、事案として確実に記録を残しています。さらに、虐待等の権利侵害を未然に防ぐため、個人面談や送迎時の5分間対応を通して家庭状況を丁寧に把握し、各家庭の状況に応じた支援をおこなっています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント> 職員は年2回、自己評価チェックリストを用いて業務や保育に対する姿勢を振り返り、施設長による他己評価と照らし合わせながら面談をおこなっています。また、日々の保育については、昼礼や各種会議、終業報告を通して情報共有やフィードバックをおこない、保育の質の向上につながるよう努めています。研修は定期的開催されており、外部研修に参加した職員はレポートを作成し、園内研修の場で学んだ内容を職員全体へ共有しています。また、研修内容の共有により、得た知識を園全体で活かし、保育実践の改善や専門性の向上につながる取り組みをしています。</p>	